

技能実習法が成立しました

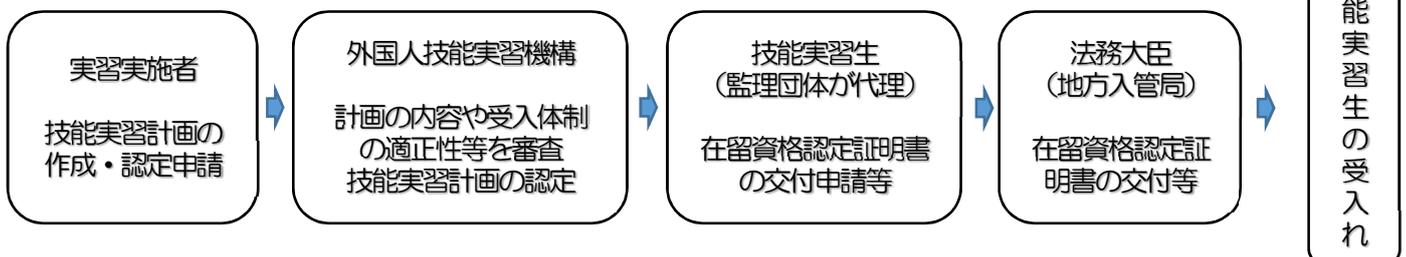
技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度として、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしています。

技能実習法は、技能実習に関し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けること等により、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るものです。

技能実習法は、平成28年11月28日に公布されました。今後、公布の日から1年以内の施行に向けて、準備を進めていくことになります。今号のキリン通信では、新制度の主な概要についてお知らせします。

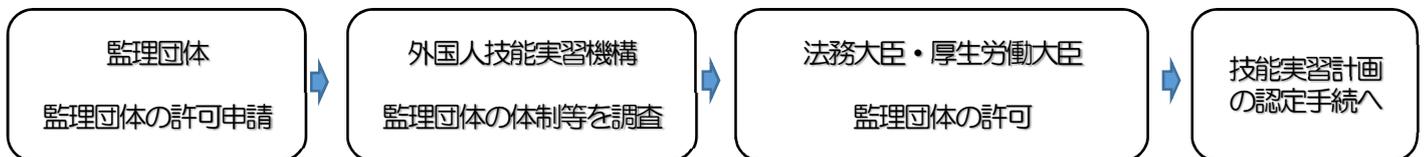
技能実習計画

- 技能実習を行わせようとする方は、技能実習生ごとに、技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることになりました。
- 認定は、新設される外国人技能実習機構が担います。



監理団体の許可

- 監理事業を行おうとする方は、事前に許可を受けることになりました。
- 許可の事務は、新設される外国人技能実習機構が担います。



技能実習制度の拡充

- 新たに技能実習3号を創設し、所定の技能評価試験の実技試験に合格した技能実習生について、技能実習の最長期間が、現行の3年間から5年間になります。(一旦帰国(原則1か月以上)後、最大2年間の技能実習)
- 適正な技能実習が実施できる範囲で、実習実施者の常勤の職員数に応じた技能実習生の人数枠について、現行の2倍程度まで増加を認めます。

技能実習生の保護等

- 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定や罰則を設けるほか、技能実習生による申告を可能にします。
- 国による技能実習生に対する相談・情報提供体制を強化するとともに、実習実施者・監理団体による技能実習生の転籍の連絡調整等の措置を講じます

外国人技能実習機構の創設

- 「技能実習制度の司令塔」として新たな認可法人が設立されます。
- 外国人技能実習機構は、以下の国の事務を担います。
 - ① 技能実習計画の認定
 - ② 実習実施者の届出の受理
 - ③ 実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査する事務
 - ④ 監理団体の許可に関する調査 など
- そのほか、技能実習生からの相談への対応・援助や、技能実習に関する調査研究業務も行います。